



## 基礎年金には 国庫負担が 含まれています

基礎年金は国庫負担  
国民年金からは、老齢  
基礎年金のほか、障害基  
礎年金、遺族基礎年金が  
支給されますが、これら  
の基礎年金には国庫負担  
(国の税金)が含まれてい  
ます。

この国庫負担の割合が、  
法律改正により、平成21  
年4月以後の加入期間に  
ついて、これまでの3分  
の1から2分の1に引き  
上げられました。これに  
よって、将来にわたって、

国民年金が安定的に運営  
されることになりました。

40年間、国民年金の保  
険料を納めた人には、65  
歳から、七十九万二千百  
円(平成21年度価格・年額・  
以下同じ)の老齢基礎年  
金(平成21年度価格)が  
支給されますが、平成  
21年4月以後の加入期  
間のみの場合、その半額  
の三十九万六千五百円が  
国庫負担になります。

一方、国民年金には、  
経済的に保険料を納める  
ことが困難な人などのた  
め、「保険料が免除される」  
制度があります。保険料  
免除では、所得の状況に

よって、全額、4分の3、  
半額または4分の1の額  
の保険料が免除されます  
が、これらのすべての免  
除期間について、保険料  
を納めたときと同額の国  
庫負担が支給されます。

また、国庫負担率の  
引上げによって、免除期  
間についての老齢基礎年  
金の額が引き上げられま  
す。例えば、全額免除で  
は、仮に、平成21年3月  
までの40年間保険料を  
免除された場合の額は  
二十六万四千円ですが、  
平成21年4月以後の40年  
間保険料を免除された場  
合の額は三十九万六千百

は病名によって決定され  
るものではなく、別に定  
められた「障害等級表」  
によって決定されます。

## 国民年金には 障害への 保障があります

障害基礎年金は、国民  
年金に加入中に初診日の  
ある病気・けがで1級ま  
たは2級の障害の状態に  
なったときに支給されま  
す。ただし、60歳以上65  
歳未満で国内に住んでい  
る間に初診日があれば、  
加入をやめた後の病気・  
けがによるものでも受け  
られます。

※2級は、1級より軽  
い程度の障害となってい  
ます。また、障害の程度

円となります。

ただし、若年者納付猶  
予制度と学生納付特例に  
よって免除された期間に  
ついて追納しなかった場  
合、基礎年金の受給権に  
は反映されませんが、老齢  
基礎年金の年金額には反  
映されない「カラ期間」  
となっておりますので、ご  
注意ください。

老齢基礎年金は25年の  
資格期間を満たしていな  
い人には支給されません。  
これは、老齢基礎年金に  
含まれる国庫負担を受け  
る大切な権利を失うこと  
につながるわけですから、  
くれぐれもご注意ください。

障害基礎年金の額  
は1級が九十九万百  
円(平成21年度価格・年  
額・以下同じ)、2級が  
七十九万二千円です。

障害基礎年金を受ける  
人に子(生計を維持され  
ている18歳到達年度の末  
日までの高校在学年齢に  
ある子または20歳未満で  
1級、2級の障害の子に  
限られます)がいるとき  
は「子の加算額」があり、  
その額は、2人目まで各

二十二万七千九百円、3人  
目以降は各七万五千九百  
円です。

障害基礎年金を受ける  
ためには、裁定請求の手  
続きを行う必要があります。  
その窓口は市区町村役場  
となっております。必要な用  
紙もそこに用意されてい  
ます。

用紙には「診断書」も  
あり、それについては、  
医師に記載を依頼するこ  
とになります。その場合  
の医師は、転院などのた  
め、「初診日」のときと異  
なる医師でもよいことに  
なっています。

なお、障害基礎年金を支  
給するかどうかの審査は、社  
会保険事務所で行われま  
す。

その他の詳細について  
は、市区町村、社会保険事  
務所または医師の方とご相  
談ください。

### ねんきんの問い合わせ先

- 直方社会保険事務所  
☎22局0891
- 鞍手町役場 保険健康課保険年金班  
☎42局2111 205



## 高齢者見守りネットワーク開始!!

\*\*高齢者の世帯を民生委員が訪問します\*\*

町では、緊急時や災害時などの支援を充実させるため、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦の世帯を民生委員が訪問し、世帯の状況などを聞き取り調査します。(この情報は、見守りネットワーク活動、緊急時、災害時救護活動及び更新調査以外に使用することはありません)



鞍手町の高齢化率は、25%を超えています。緊急時や災害時の支援体制を確立するため、高齢者が孤立せず、安心して暮らせることを目的としています。

民生委員がお伺いした際にご協力をお願いします。

- 対象者 ① 65歳以上のひとり暮らしの高齢者世帯  
② 高齢者夫婦 (夫 65歳以上・妻 60歳以上) のみの世帯  
③ その他 (民生委員が対象者として適当と判断した人)
- 訪問期間 8月1日から12月末まで
- 調査方法 現在の世帯状況や緊急連絡先を聞き取り調査します

- ・民生委員は身分証を携帯しています。
- ・登録手数料や金品の請求などは一切ありません。そのような事態が発生した場合は、ご連絡ください。

\*\*\* 問い合わせ \*\*\*

鞍手町役場 福祉人権課福祉高齢者班

☎ 42局2111 内線 244

■受付時間 8:30 ~ 17:15 (土・日・祝日を除く)



## 2011 (平成 23) 年 7 月 24 日までに アナログテレビ放送は終了します

地上デジタル放送を見るための簡易なチューナー給付支援についてご紹介します。

疑問!?

総務省では、経済的な理由で地上アナログ放送から地上デジタル放送に移行することが難しい世帯に対する支援を予定しています。

Q 支援の対象となる世帯は?

A 日本放送協会 (NHK) の受信料の全額免除を受けている世帯が対象です。具体的な対象者は、公的扶助受給世帯、市町村県民税非課税の障害者世帯、社会福祉事業施設入所者です。

Q 受けられる支援の内容は?

A 現在お持ちのアナログテレビに取り付けられる「簡易なチューナー」の無償給付です。また、アンテナ改修が必要な場合にはその支援も行います。

Q 支援の開始時期は?

A 平成 21 年秋以降を予定しています。具体的な日程は、後日改めて周知する予定です。

Q 申し込み先は?

A 今のところ未定です。決まり次第申込方法を含めてお知らせします。

\*\*\* 注意点 \*\*\*

- 支援の申し込みには、NHKと受信契約を結び、全額免除の適用を受けることが必要です。
- 支援は、現物給付です。ご自信で購入したチューナーやアンテナの費用を精算することは出来ません。

\*\*\* 問い合わせ \*\*\*

地上デジタル放送に関する相談窓口

☎ 0570-07-0101 (ナビダイヤル)

ナビが繋がらない場合 ☎ 03-4334-1111

ナビが

NHKとの受信契約・免除についての問い合わせ  
NHK視聴者コールセンター

☎ 0570-077-077

ナビが繋がらない場合 ☎ 044-871-8444

鞍手町役場 企画財政課政策財政班

☎ 42局2111 内線 342